

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」等に係る留意事項一覧

令和4年5月20日現在

No.	事項概要	対応方針 該当ページ	第12次地方分 権一括法関係
1	<p>液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲【液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12次地方分権一括法において、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正し、液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲するもの。 ・施行日：令和5年4月1日 ・今後、液石法政令・省令についても改正を予定している。 ・また、経済産業省において、今後、指定都市向け講習会を実施する予定である。 	R3対応方針 P.2	○
2	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出方法について、アンケート以外も可能である旨を明確化するとともに、その他手法を例示すること等について検討・結論(R4年度中目途)【子ども・子育て支援法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出方法について、アンケート調査以外の手法も可能である旨を明確化するもの。 ・「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」(令和4年3月18日事務連絡)にて通知済み。 ・また、アンケート調査以外の手法を例示すること等について検討を行うもの。令和4年度中を目途に結論を得る予定。 ・市町村において量の見込みに係る具体の算出方法を検討するに当たって参考となるものであるため、留意されたい。 	R3対応方針 P.11,36,62	
3	<p>認可地縁団体について、合併及び書面等による決議を可能とする見直し【地方自治法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12次地方分権一括法において、地方自治法の一部を改正し、以下の制度改正を行うもの。 ①認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併できるものとする ②一定の要件を満たす場合には、総会における決議に代えて書面又は電磁的方法による決議を可能とすること ③解散に伴い必要な債権者に対する債権申出の催告に関する公告の回数を3回以上から1回とすること ・施行日：上記①は令和5年4月1日、上記②及び③は令和4年8月20日 ・現在、総務省において地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)の改正に向けた作業を進めているところ。その内容等については、別途総務省から通知を発出する予定。 ・各市町村においては、管内の認可地縁団体への周知等が必要と考えられる。また、市町村によっては、認可地縁団体に関する要綱・手引き等の改定等を行う場合があるので、留意されたい。 	R3対応方針 P.17	○
4	<p>水道法、国土調査法及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする見直し【住民基本台帳法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12次地方分権一括法において、住民基本台帳法の一部を改正し、以下の事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とするもの。 ①水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定申請に関する事務 ②国土調査法に基づく地籍調査の実施に関する事務 ③空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等に関する調査に関する事務 ・施行日：令和4年8月20日 ・現在、総務省において関係省令の改正に向けた作業を進めているところ。その内容等については、別途関係府省から通知を発出する予定。 	R3対応方針 P.20,21,53,79	○
5	<p>指定市町村以外の市町村が埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査について、農地転用許可を不要に【文化財保護法及び農地法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定市町村以外の市町村が文化財保護法に基づき埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)を改正し、農地転用許可(農地法第4条第1項及び第5条第1項)を不要とした。 ・施行日：令和4年3月31日 ・制度改正が既に行われており、地方公共団体の事務の流れが既に変更されていることを周知するもの。 	R3対応方針 P.34, 66	
6	<p>小児慢性特定疾病指定医の指定の申請先を、診断を行う医療機関のある一の都道府県等にのみ行うよう見直し【児童福祉法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病指定医の指定医の指定の申請について、診断を行う医療機関のある一の都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長又は児童相談所設置市の長にのみ申請を行うこととした(民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和3年厚生労働省令第201号)、令和4年3月17日付け通知(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)改正)。 ・施行日：令和4年4月1日 ・これまで、医師の勤務地によっては複数必要であった申請先が一か所のみとなるため、指定医の指定事務に当たって留意されたい。 	R3対応方針 P.40	

No.	事項概要	対応方針 該当ページ	第12次地方分 権一括法関係
7	<p>犬の登録の職権消除を可能とし、その要件を通知【狂犬病予防法】</p> <p>・狂犬病予防法施行令及び同法施行規則の改正により、以下の①～③の場合には、狂犬病予防法第4条による犬の登録を市区町村長の職権により消除することが可能となった。</p> <p>①その犬又はその犬の所有者の所在が判明しない場合 ②その犬が本邦以外の地域に所在することが明らかな場合 ③その他、特別の事情があるため、その犬の登録を消除することが適当であると認める場合(※) (※) 当該犬が生後25年以上であって、かつ、死亡したものと推定される場合は③の「特別の事情」に該当する旨を施行規則において規定。</p> <p>・施行日: 令和4年4月1日 ・犬の登録原簿の登録内容の管理に係る地方公共団体の事務を変更する改正であるため、周知するもの。 ・詳細は、令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知を御参照いただきたい。</p>	R3対応方針 P.48	
8	<p>70歳以上の国民健康保険の一部負担金に掛かる収入区分に応じた負担割合への適用申請の廃止【国民健康保険法】</p> <p>・70歳から74歳の国民健康保険被保険者の自己負担割合は、まず所得による判定で割合(2割か3割)が確定するが、当該判定の結果3割となった場合でも、収入が一定額未満であれば軽減措置が適用され2割となる。ただし、これには申請書を市区町村に提出しなければならないこととされているところ、市区町村において、当該被保険者が収入による軽減措置の適用を受けることの確認が可能な場合は、申請書の提出を不要とした(国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第191号))。</p> <p>・施行日: 令和4年1月1日 ・比較的最近、制度改正が行われ、多数の高齢者に関連する可能性があり、地方公共団体等の事務負担の軽減に資する案件であるため、活用の周知を図るもの。</p>	R3対応方針 P.51	
9	<p>離婚調停中等であっても、一定の条件に該当すると認められる場合には、児童扶養手当の支給対象になることを明確化【児童扶養手当法】</p> <p>・児童扶養手当の支給要件(4条1項)については、離婚調停中等であっても、父又は母による現実の扶養を期待することができないと考えられる児童であると認められる場合には支給対象となることを明確化した通知を発出した(「児童扶養手当遺棄の認定基準について」(令和4年3月18日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知))。</p> <p>・児童扶養手当の認定事務に当たって留意されたい。</p>	R3対応方針 P.52	
10	<p>後期高齢者医療保険の一部負担金に係る収入区分に応じた負担割合への適用申請の廃止【高齢者の医療の確保に関する法律】</p> <p>・後期高齢者医療被保険者の自己負担割合は、まず所得による判定で割合(1割か3割)が確定するが、当該判定の結果3割となった場合でも、収入が一定額未満であれば軽減措置が適用され1割となる。ただし、これには申請書を広域連合に提出しなければならないこととされているところ、広域連合において、当該被保険者が収入による軽減措置の適用を受けることの確認が可能な場合は、申請書の提出を不要とした(国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第191号))。</p> <p>・施行日: 令和4年1月1日 ・比較的最近、制度改正が行われ、多数の高齢者に関連する可能性があり、地方公共団体等の事務負担の軽減に資する案件であるため、活用の周知を図るもの。</p>	R3対応方針 P.55～56	
11	<p>介護保険負担限度額認定証の有効期限について、市区町村の判断により設定可能であること等の明確化【介護保険法】</p> <p>・介護保険負担限度額認定証(※)の有効期限について、保険者において、受給者の預貯金等の額の変動状況や過誤調整の発生見込み等の地域の実情を踏まえ、必要があると認めるときは、当該終期を翌々年の7月31日としても差し支えないとした(令和4年3月31日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知)。ただし、その際には、被保険者に対して、当該認定証の有効期間中に支給の要件を満たさなくなった場合には認定証返還の徹底を求めるなど不適正受給の発生防止に努めることとされた。</p> <p>・直近で制度改正が行われたことを踏まえ、周知するもの。</p> <p>(※) 介護保険サービスの自己負担割合や、所得の低い方が介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)やショートステイを利用したときの食費・居住費に係る負担上限額が記載されており、市町村から送付された当該認定証を施設に提示することで自己負担が軽減するもの。</p>	R3対応方針 P.57～58	

No.	事項概要	対応方針 該当ページ	第12次地方分 権一括法関係
12	<p>難病患者の医療受給者証について、医療機関の包括的記載を可能に【難病の患者に対する医療等に関する法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12次地方分権一括法において、難病の患者に対する医療等に関する法律の一部を改正し、医療受給者証における指定医療機関の記載を「〇〇県の指定医療機関」等のように包括的に行うことが可能であることを明確化するもの。併せて、支給認定の変更手続についても、医療受給者証の提出を求める義務付けを廃止(※)。 ・施行日：令和4年5月20日 ・包括的記載への切替を希望する都道府県におかれては、今後の医療受給者証更新の際に記載の切替えを行っていただくことを想定している。各都道府県で適切に御対応いただきたく、周知するもの。 ・詳細は、令和4年5月20日付け厚生労働省健康局長通知を御参照いただきたい。 <p>(※) 小児慢性特定疾病の支給認定の変更手続についても、同様に改正する。</p>	R3対応方針 P.63	○
13	<p>農業委員会の委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件を満たすことを要しない場合として定める認定農業者数の基準を緩和【農業委員会等に関する法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号)が改正され、農業委員会の委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件を満たすことを要しない場合として同規則で定める「認定農業者が少ない場合」について、域内の認定農業者の数が農業委員の定数の8倍を下回る場合から、同30倍を下回る場合に緩和された。 ・施行日：令和4年4月1日 ・既に基準が緩和されており、本規定の適用を受けることができる農業委員会が増加しているため、留意されたい。 	R3対応方針 P.66	
14	<p>バルクローリーに係る事務手続の合理化について検討・結論(R4年度中)【液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バルクローリーに関する事務手続の合理化の方策に係る検討に資するため、実態を調査する予定であり、御協力をお願いしたい。 	R3対応方針 P.72	
15	<p>新たな事業分野別指針の策定を検討・結論(R4年中)【中小企業等経営強化法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業分野別指針が定められていない事業分野について、新たに事業分野別指針を定めることを検討するため、都道府県等にアンケートを行う予定であり、御協力をお願いしたい。 	R3対応方針 P.73	
16	<p>建築物特定施設に劇場の客席等を追加するとともに、授乳場所等について現行の枠組みで基準の設定が可能であることを明確化。また、地方公共団体の要望を把握する相談窓口を設置【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化のために必要な構造及び配置に関する基準等を定める建築物特定施設(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第20号)について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)が改正され、劇場の客席等が追加された(施行日：令和4年10月1日)。 ・現行の枠組みにおいても柔軟に基準設定が可能であることについて、授乳場所等の具体的な事例を示し明確化する通知が令和4年3月31日に発出された(国住指第1601号・国住街第263号)。 ・また、地方公共団体からの要望を継続的に把握するための相談窓口が設置された。 ・上記一つ目の事項については、今後、施行日を控えており留意されたい。 	R3対応方針 P.80	

No.	事項概要	対応方針 該当ページ	第12次地方分 権一括法関係
17	<p>都道府県分別収集促進計画の在り方について検討・結論(令和4年中)【容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県分別収集促進計画の策定について、廃棄物処理計画等の他の計画と一体のものとして策定できることや、一体として策定する際の留意事項を通知した(令和4年3月31日環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室長事務連絡)。 ・今後、都道府県分別収集促進計画の在り方を検討するため、実態を調査する予定であり、御協力をお願いしたい。 	R3対応方針 P.84	
18	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険資格の職権喪失処理に係るマイナンバー情報連携の利用事務の拡大 ・オンライン資格確認システム情報を利用した国民健康保険の資格情報適正化及び事務改善【国民健康保険法】 <p>・オンライン資格確認等システム(※)の中間サーバー等に登録されている資格情報において資格重複となっている者のリストについては、令和3年10月からのオンライン資格確認等システムの本格運用の開始に伴い、当該リストは対象者の資格喪失の事実等を確認するために行う事業所への電話や文書等による照会と同等のものと位置づけることとした(令和3年10月15日付け厚生労働省保険局保険課長、厚生労働省保険局国民健康保険課長、厚生労働省保険局高齢者医療課長及び厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知)。</p> <p>・なお、令和2年対応方針において、資格重複情報により被保険者資格の喪失処理を行うことについて、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、令和3年中に結論を得ることとされていたが、オンライン資格確認等システムの本格運用開始が令和3年10月に後ろ倒しとなったこと等を受けて、引き続き同システムの運用状況等を踏まえて検討し、令和4年中に結論を得る予定。</p> <p>・話題になっている「オンライン資格確認等システム」に関連するものであり、結論を得る予定時期が変更されたことを周知するもの。</p> <p>(※) 患者のマイナンバーカードや保険証により、その被保険者資格の即時の有効性確認を可能とするシステム。</p>	R2対応方針 P.36	